

平成24年度決算監査意見書

財団法人東広島市教育文化振興事業団寄附行為第11条の規定により、財団法人東広島市教育文化振興事業団の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの年度にかかる事業報告書、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を監査した結果、いずれも正確であると認める。

平成25年4月26日

監事 井上 勉 

監事 井林 宏司 